

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁成会（以下、「法人」という。）定款第8条及び第13条の規定に基づき、常勤役員（理事長及び業務執行理事等）、非常勤役員（理事及び監事）、及び評議員並びに評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、別表1に定める額を役員報酬として支給する。ただし、常勤役員が施設職員の地位を兼務する場合は、施設職員としての給与等を支給し役員報酬は支給しない。
- (2) 非常勤役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員（以下、「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。また、非常勤役員等が施設職員の地位を兼務する場合は、施設職員としての給与等を支給し役員報酬は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び交通費については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が法人業務のため出張する場合は、別表3に基づき、旅費（交通費、宿泊費等）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、当該会議開催月の月末に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

平成29年3月27日改訂

平成23年10月1日から適用の「役員報酬等に関する規程」及び平成27年4月1日から適用の「評議員等報酬規程」の見直し改定を行うとともに当該規程に統合し新規規程施行と同時に、旧2規程及び「役員旅費支給規定」を廃止する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

<別表1>

常勤役員報酬

役職名	報酬の額
理事長及び副理事長	月額 1,300,000 円 (上限)
常務理事	月額 800,000 円 (上限)
理事	月額 600,000 円 (上限)

常勤役員の役員報酬については、上記役職の月額報酬（上限）の範囲内で、当該常勤役員の経営者としての能力・実績等を勘案し理事会で報酬額を承認するものとする。

<別表2>

非常勤役員報酬

(1) 評議員

役職名	報酬の額	交通費
評議員会への出席	日額 20,000 円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000 円	実費

(2) 理事

役職名	報酬の額	交通費
理事会への出席	日額 20,000 円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000 円	実費

(3) 監事

役職名	報酬の額	交通費
理事会への出席	日額 20,000 円	実費
監事監査等への出席	日額 20,000 円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000 円	実費

(4) 評議員選任・解任委員

役職名	報酬の額	交通費
評議員選任・解任委員への出席	日額 20,000 円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000 円	実費

(5) 苦情解決第三者委員

役職名	報酬の額	交通費
苦情解決第三者委員会への出席	日額 20,000 円	実費
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000 円	実費

<別表3>

非常勤役員出張時の支給額

交通費	宿泊料	その他経費
実費	実費	実費